

◇職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることができるとにしました。
- 2 この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部人事課)